

利用できるもの、まだ、ありませんか？

もう一度確認！

被災者支援事業

熊本地震で被災された人への支援に関して、現在、実施されている主な事業の概要をお知らせします。なお、各事業には期限や受付時間などが設けられている場合がありますので、必ず事前にご確認ください。

証明

被災証明書の交付

町が、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊の区分で被害の程度を認定し、証明書を発行します。

☎286・3380

住まい支援

建設型（プレハブ）仮設住宅

対象：①、②、および③～⑤のいずれかに該当する人

①平成28年4月14日時点で益城町に住所を有する人

②みなし仮設住宅や応急修理制度の公的援助を受けていない人

③今回の災害で住家が全壊または大規模半壊となり、居住する家がなく、自己の資力では住家の確保が困難な人

④「半壊」であっても、住み続けることが危険な程度の傷みや、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等、取り壊さざるを得ない家

屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない人

入居期間：最長2年間

※やむを得ない理由があり、現在居住している応急仮設住宅を供与期間内に退去できない場合に限り、1年間の延長が認められます。

☎289・1400

住まい再建4つの支援

（熊本県復興基金事業）

① 転居費用助成事業

応急仮設住宅や仮住まいの住居から恒久的な住まいへの転居費用を助成します。

② 民間賃貸住宅入居支援事業

転居費用助成とは別に、民間の賃貸住宅への入居にかかる仲介手数料や保証料などの初期費用分を助成します（公営住宅、社宅、官舎、寮などを除く）。

※仮住まいの民間賃貸住宅は助成の対象となりません。

③ 自宅再建利子助成事業（住宅ロー

詳しくは、「平成28年熊本地震被災者支援メニュー」(第6版)をご覧ください。



■町のホームページで見ることができます。
※内容が一部変更になっていることがあります。

☎289・1400

利子助成

子育て世帯を含む多くの世帯に向けた支援として、自宅の再建を目的とした住宅ローン850万円までの借入金に対し、利子分の全部または一部を助成します。ただし、金融機関等から融資を受け自宅を再建する被災者で、年収500万円（※）以下の世帯が対象です。

④ リバースモーゲージ利子助成事業

※給与収入以外の収入がある場合は年間所得350万円以下
60歳以上の人に向けた支援として、自宅の再建のため金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合、850万円までの借入金に対し、利子の全部または一部を助成します。

対象①～④共通：県内に住まい

を再建した次のいずれかに該当する世帯

■居住家屋の被災証明書が「全壊」または「大規模半壊」の世帯

■居住家屋の被災証明書が「半壊」で家屋を解体した世帯

■応急仮設住宅（プレハブ仮設、みなし仮設）に入居していた世帯で、供与期間内に退去した世帯

☎289・1400

☎3333・2839

■戸建て木造住宅の耐震改修支援

戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、耐震改修設計、耐震改修工事、建て替え工事および耐震シエーター工事を行う人に